

佐用町下水道料金減免制度のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化している状況を踏まえ、町内の商工業を営まれている中小企業者を対象に、申請に基づき要件に該当した事業者の下水道（公共・農集・コミプラ・浄化槽）使用料金を減免します。

【対象者】(1) 佐用町が新型コロナウイルス感染症緊急対策として実施している商工業者応援金の交付決定を受けた者。

(2) その他、下記の要件に該当し、商工業者応援金の交付対象相当と認められる者。

(要件) 令和2年1月以降のいずれかの月で、前年の同じ月と比べて売上げが減少もしくは経営に支障をきたしている、または今後その恐れが予想される事業者。

※注意 ・ 佐用町に下水道の使用料金を支払っている者であること。

・ 給与等の主たる収入があるなど、副業としての事業は対象になりません。

・ 金融業、宗教、発電業は対象外とします。

【減免金額】 下水道使用料金のうち「**人数割料金**」相当額
(基本料金以外の店舗面積などを基に算定した人数に応じて計算した料金)

【減免期間】 料金の減免決定日の属する月の翌月の請求分から**6カ月間**

【申請方法】 次の区分により必要書類を提出してください。

(1) 佐用町商工業者応援金の交付決定を受けた者

①新型コロナウイルス感染症の影響による減免申請書（添付書類等は不要）

(2) 佐用町商工業者応援金の交付申請を行っていない者

※事前に電話により、上下水道課へご相談ください。

①新型コロナウイルス感染症の影響による減免申請書

②減免を受けようとする理由を証明する以下の書類

■売上げの減少や経営に支障をきたしている、または今後その恐れが予想される状況や内容等を説明する書類（様式は任意です）

■法人の場合は、直近の確定申告書（別表一）及び損益計算書

■個人事業主は、令和元年分の確定申告書（第一表）及び青色申告者は青色申告決算書の1ページ目、白色申告者は収支内訳書の1ページ目

【申請期間】 令和2年7月31日（金）まで

【提出場所】 佐用町役場上下水道課へ提出してください。

（新型コロナウイルス感染症対策のため、郵送での提出にご協力をお願いします。）

【お問い合わせ】 佐用町役場 上下水道課 電話 0790-82-0481